

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持すべく一時的に休業等を行った場合、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

感染拡大防止のため、4～6月の緊急対応期間中は、全国の全ての業種の事業主を対象に、助成内容・対象の大幅拡充や、要件の緩和が実施されています。

主な拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成率引上げ（中小企業は5分の4、大企業は3分の2に） ・ 解雇等なしで、更に助成率引上げ（中小企業10分の9、大企業4分の3） ・ 雇用保険被保険者ではない非正規雇用労働者、雇用期間6ヶ月未満の新規学卒採用者なども対象に ・ 緊急対応期間の休業は、通常の支給限度日数（1年間で100日）とは別枠 ・ 自宅でインターネット等を用いた教育訓練も加算の対象に
--------	---

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子供の保護者である労働者の、休職に伴う所得減少を補うための助成金・支援金。

正規雇用、非正規雇用を問わず、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた企業	助成金	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※ 1日当たり 8,330円 が上限
委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合	支援金	就業できなかった日について 1日当たり4,100円（定額）

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（電話）0120-60-3999